

1 募集方法等について

区分	募集方法	メリット	デメリット
A案	<p>場所の特性でまとめて募集 【前回採用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特性の似た場所を2つのエリア（観光スポットエリア, 商業地域エリア）に区分し, エリアごとに募集 ・応募者はどちらかのエリアを指定して応募 ・エリアごとの成績上位者から順に, 希望場所を選択 	<ul style="list-style-type: none"> ・意欲のある人から順に選ばれやすく, 全体の質の向上が期待される ・エリアでの賑わい創出など, 効用活用に向けた広い視点での提案ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・応募時にはどの場所で営業することになるかわからないため, 営業場所に即した収支計画等が立てられない ・希望した営業場所と異なる場所で営業することになった場合, 当初の計画を大きく変更する必要がある（辞退等の可能性も高まる）
B案	<p>場所（並び）ごとに募集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場所ごとに, または同じ並びに場所が複数ある場合は, 並び単位で募集 ・応募者は場所（または並び）を1つ指定して応募 ・場所ごとの最優秀者が合格並びで募集した場所については並びごとの成績上位者から順に, 希望場所を選択 	<ul style="list-style-type: none"> ・応募時から合格した際の営業場所が特定できるため, 当初から具体的な収支計画等を立てることができる ・合格した場合, 希望場所で営業できるため, 計画通りの営業が可能となる（辞退等の可能性が低い） 	<ul style="list-style-type: none"> ・優秀な応募者であっても場所ごとの競争により選ばれない可能性がある ・場所によって倍率が著しく高くなる（低くなる）可能性がある

■ 次回の募集方法

・ B案で検討

- ・ 前回公募では公募候補地が28カ所と多かったこともあり, A案を採用。
- ・ 次回公募においては, **前回より公募候補地が少なくなり, 点在する可能性が高い。**
- ・ また, B案を採用することで, **その場所に適した収支計画等の検討を行うことが可能となる**とともに, 合格すれば希望場所で営業できることから, **辞退等のリスクを下げる効果が期待できる。**

○ B案のデメリット解消のための工夫（案）

- ・ 場所（並び）ごとの競争率の公表
営業計画書提出前に希望営業場所を把握し, 競争率を公表することで, 場所（並び）ごとの応募の平準化を図る。

2 選考方法（変更部分）について

○ 筆記試験の導入

→ 正確な法令知識の確認などを目的として、筆記試験を導入する。

○ 収支計画等の審査

- ・ 収支計画等の策定は審査において非常に重要。
- ・ 前回選定委員会において「中小企業診断士による経営計画診断までは必要ないのではないか」との意見多数。

→ 収支計画等については、筆記試験で基礎知識の確認を行うとともに、応募者が検討・作成しやすい様式を作成し、書類審査の一部として審査部会による審査を行う。

3 その他留意事項について

○ 公募説明会の充実

- ・ 前回公募時に見られた、屋台営業にそぐわない内容による計画（屋台以外の筐体の使用、メインメニューが提供直前に加熱をしないメニューである等）とならないよう、説明会での説明を充実。

○ 屋台営業者の現状や課題の把握

- ・ 屋台営業の現状、営業にあたっての留意点等について、引き続き、必要に応じて屋台営業者等の意見を伺っていく。

4 今後について

次回公募に向け、地元・警察等との協議を行い、公募候補地の検討を行うとともに、選考方法等の詳細について検討を行う。

【選考方法イメージ図】

